

令和5年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月26日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター3Bクラブ室

3 出席委員

| | | | | | |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 野谷 | 和雄 | 8番 | 内山 | 昌代 |
| 2番 | 松崎 | 博 | 9番 | 鈴木 | 透 |
| 4番 | 小林 | 茂 | 10番 | 井上 | 昌之 |
| 5番 | 香坂 | 政博 | 11番 | 中村 | 隆一 |
| 6番 | 野谷 | 茂 | 12番 | 橘川 | 均 |
| 7番 | 水島 | 寿徳 | | | |

4 欠席委員

3番 西山 美佐江

5 事務局職員出席者

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 小宮 | 正嗣 |
| 副主幹 | 剣持 | 貴宏 |
| 主任主事 | 木本 | 盛之 |

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番 香坂 政博 6番 野谷 茂

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議案

第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

新年早々お集まりいただきありがとうございます。今年もよろしくお願いたします。

元旦に発生した能登半島の地震で、未だに被災地では不安な日々を送られていると思います。農業委員会として義援金を考えておりますのでよろしくお願いたします。

それでは令和5年度第11回の総会を開催したいと思ひます。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、6番野谷茂委員にお願いいたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届け出ることで許可は不要となっております。その際に、農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は、市街化区域内での第5条による転用2件の届出を受理しております。

まずNo. 1について、土地の場所は関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは二宮町町民センターの北側付近に位置しております。専用住宅として転用される目的での手続きとなります。

なお、相手方への届出の受理通知書については、12月18日付で発行しております。

続いてNo. 2について、土地の場所は関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは二宮駅の南側付近に位置しております。駐車場として転用される目的での手続きとなります。

現在、譲受人を含む4名でお持ちの農地で、譲渡人3名の持分の所有権を移転するものです。

なお、相手方への届出の受理通知書については、1月10日付で発行しております。

報告事項については以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。

【委員】

ちょっとよろしいですか。

【議長】

はい。

【委員】

№. 2について質問したいのですが、譲渡分は持分20分の3だけということですが、残りの20分の17の持主は誰ですか。

【事務局】

今回の譲受人の方が残りの持ち分を持っていらっしゃって、譲受人以外の3名の方の持分を譲受人に譲渡することになります。

【委員】

事務局の最初の説明だと、譲受人の第4条の届出も一緒に出さなくてはいけないのではないですか。所有権は移るが譲受人の持分20分の17が畑のまま、駐車場にするのであれば平行して届出を出さないと転用にはならず、完結しないのではないですか。

必要なら届出を提出していただいたらどうですか。

【事務局】

届出が必要なのかを確認して、次回の総会でご報告させていただきます。

【議長】

事務局で確認するという事によろしいでしょうか。委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第15号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第15号について、補足説明いたします。

№. 1及び№. 2については、中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第15号関係資料をご覧ください。

№. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

№. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。

また、位置図と公図の写しを12ページから13ページに添付しております。

利用目的としては、借主が過去に利用権を取得し、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに5年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、中村委員、よろしくをお願いします。

【委員】

1月18日に農業委員3名および事務局で、借受更新予定者立会いのもと、対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地ひと筆で、面積は1,319㎡です。

対象農地では主に露地野菜を栽培しており、借受更新予定者が町内で耕作する農地は、いずれも適切に耕作され、今後も効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「許可する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会